

保育士修学資金貸付制度のご案内

保育士修学資金貸付制度とは

指定保育士養成施設に在学し、保育士資格の取得を目指す学生に対し、修学資金を貸し付け、これらの者の修学を容易にすることにより、質の高い保育士の養成確保に資することを目的としています。



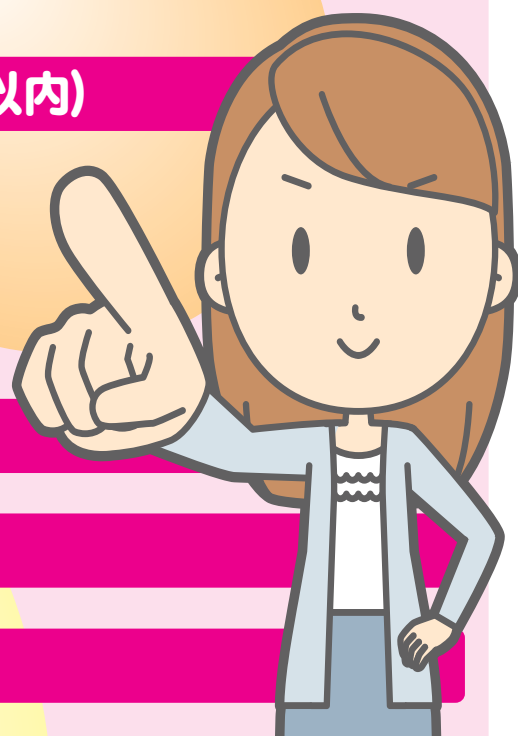
対象者 次の条件のいずれも満たしている方となります

- ① 県内(千葉市内を除く)の指定保育士養成施設に在学する方。
県外または千葉市内の指定保育士養成施設に在学する方で、県内(千葉市内を除く)に住所を有している方。
- ② 養成施設の推薦を受ける方。
- ③ 養成施設を卒業後、県内の保育所等で保育士業務に5年間継続して従事する意思のある方。
- ④ 他の都道府県等から同種の修学資金を借り受けていない方。

貸付額 月額5万円以内(総額120万円以内)

本人の希望により次の加算をすることができます。

- ① 入学準備金:20万円以内
- ② 就職準備金:20万円以内
- ③ 生活費加算:生活扶助基準の居宅(第1類)の該当区分額以内
(生活保護受給世帯の方またはそれに準じる世帯の方に限る)



貸付期間 養成施設に在籍する期間

貸付利子 無利子

連帯保証人 1名必要

返還免除 次の条件をいずれも満たした場合、貸付金の全額が返還免除となります

- ① 養成施設を卒業後、1年以内に保育士登録を行う。
- ② 県内の保育所等で、5年間継続して保育士業務に従事する。
※養成施設を退学または所定の期間前に保育士業務を辞めた場合は、貸付金を返還しなければなりません。

申込方法 養成施設を通じて千葉県社会福祉協議会までお申し込みください

お問合せ先
申込先

社会福祉法人 千葉県社会福祉協議会 福祉資金部

〒260-8508千葉市中央区千葉港4番3号 TEL043-244-2945

千葉県福祉人材センターホームページ <http://www.chibakenshakyo.net/>